

公益社団法人日本理学療法士協会四国ブロック

四国理学療法士会事務局 内規

1. 事務局の場所について

- 1) 本会の事務局を会長在職の県内に置く。
- 2) これまでの事務局の文書・資料等は、当分の間、高知リハビリテーション学院内に置く。

2. 事務局組織について

- 1) 県士会組織とは別組織を作り、独立組織とする。
- 2) 事務局長の下に、事務係と事業係を置く。
- 3) 事務局長は、会長が在職する県士会員1名とし、会長が任命する。
- 4) 事務局員は、事務局長が選任する県士会員とする。
- 5) 事務局長に止むを得ない事情が生じた場合は事務局員がその責務の代理をする。
- 6) 事務局員に止むを得ない事情が生じた場合は、県士会員より会長が補欠局員を選出する。

3. 事務局機能について

1) 業務概要

- ①公益社団法人日本理学療法士協会との連絡
- ②四国理学療法士会費管理と出納
- ③四国理学療法士会員への広報
- ④四国各県理学療法士会との連絡
- ⑤四国理学療法士学会との連絡
- ⑥委員会との連絡

2) 業務内容

- ①公益社団法人日本理学療法士協会からの四国ブロック援助金の受け取り
- ②公益社団法人日本理学療法士協会との事務連絡
- ③四国理学療法士会費の出納と管理
- ④四国理学療法士学会補助金、各県士会援助金等の四士会への分配
- ⑤四国理学療法士会員への連絡と事業案内
- ⑥四国四県士会への会議等の連絡と調整
- ⑦四国理学療法士学会運営委員会への連絡と調整
- ⑧四国理学療法士学会評議委員会への連絡と調整

3) 業務事項

- ①会則・細則・規程の整備

- ②年度事業計画と予算・決算
- ③四国理学療法士会役員名簿の作成と管理
- ④学会収支の掌握
- ⑤四県士会および委員への事務連絡

4. 任期について

事務局長、事務局員の任期は四国理学療法士会長の任期満了後、次期事務局への業務引継ぎと残務が終了するまでの期間とする。ただし、補欠局員の任期は、前任者の残任期間とする。

5. 連絡協議会の議事録に関すること

- 1) 連絡協議会の議事は書面（又は電磁的記録）をもって議事録を作成しなくてはならない。
- 2) 議事録には、次に掲げる事項を記載する。
 - ①開催された日時及び場所
 - ②議事の経過の要領及び結果
 - ③出席した役員名
 - ④議事録の作成に係る職務を行った者の氏名
- 3) 議事録作成の手順
 - ①連絡協議会における議事録は、事務局長が作成する。
 - ②作成された議事録は、事務局長より会長の確認を得る。
- 4) 議事の経過及びその結果の報告
 - ①議事議決内容は議事録を以って、事務局長より、全理事に報告する。

6. 制定日

平成 29 年 11 月 25 日